



Niigata
Industrial
Creation
Organization

海外サプライチェーン 強化支援事業費助成金

令和2年度 募集案内

令和2年7月
公益財団法人にいがた産業創造機構

1 制度の目的

本事業は、県内企業の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う国際的なサプライチェーン（供給網）の見直しによる国内外における新たな供給網構築の検討を支援することにより、県内企業の今後における事業継続の強化を図ることを目的としています。

2 助成対象となる企業

新潟県内に事業所を有する中小企業者（※）で、下記のすべてに該当する企業

※ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者

- ① 現在、海外から原料・部品等を調達しており、調達先を他の国や日本国内へ変更や追加することを検討している企業。
- ② 当該助成金の申請と同一の内容について、国・県・市町村、又はそれらが設立主体の公益法人等（N I C Oを含む）が補助するものの利用がない企業。

ただし、暴力団、暴力団員及びこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者は除く。

3 助成対象事業

助成対象事業は、国内外における複数の供給網構築のための調査にかかる事業

例：自社による調査、コンサルへの調査委託

4 助成対象期間

交付決定日から令和3年2月末までに事業が実施され、支払われた経費が対象です。

5 助成対象経費

助成対象 経費	内容	助成率	助成 限度額
旅費	<p>・社員旅費</p> <p>※国内旅費は1名分まで（海外旅費は2名分まで）、同一の相手方との打ち合わせは2回分までを助成対象とします。</p> <p>※当該助成事業以外の目的での業務に係る旅費は助成対象となりません。</p> <p>【○対象経費例】海外渡航時のエコノミークラス航空券代、空港までの乗車券、宿泊代（上限額はP5）等</p> <p>【×対象外経費例】指定席券（空港連絡鉄道の場合は助成対象）、グリーン券、海外旅行保険代</p>	助成対象 経費の2 分の1以 内	150万円 以内
謝金	・外部専門家（コーディネーター、アドバイザー等）に対する		

	謝金 【○対象経費例】専門家に対する謝金 【×対象外経費例】外部専門家に対する年額・月額謝金	
通訳・翻訳費	・助成事業で使用する資料等の翻訳、通訳に要する経費 【○対象経費例】現地調査時の通訳費、資料作成時の翻訳費 【×対象外経費例】自社の日常業務の通訳・翻訳費	
通信運搬費	・サンプル等の輸送費 【○対象経費例】サンプル輸送費、サンプル輸送にかかる通関費用 【×対象外経費例】自宅発または自宅着の宅配代、電話代、インターネット利用などの通信経費	
委託費	・助成事業者が直接実施することができない又は適当でないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費 ※提案費、旅費、宿泊費、事務費等、委託内容の内訳が必要です（精算時には、各経費の証拠書類、報告書が必要です。） 【○対象経費例】コンサルへの調査委託費、コンサル旅費 【×対象外経費例】月額や年間の契約費用	
その他必要と認める経費	内容については、事前にNICOと協議してください。	

※調査後の供給網構築の「実施」にかかる経費は補助対象外です。

6 本助成制度の利用回数

今年度の当該事業に申請できるのは、1社1回とします。

7 申請方法

(1) 提出書類

- 助成金交付申請書（第1号様式）
- 事業計画書（第1号様式別紙1）
- 暴力団の排除に関する誓約書（第1号様式別紙2）
- 添付書類
 - ・会社概要が分かる資料（会社案内、パンフレット等）
 - ・直近2期分の財務諸表の写し

(2) 提出部数 正本1部 副本6部

(3) 助成事業の決定方法について

- ① 採否の決定

提出書類に基づき審査を行い、採否を決定し、結果は文書で申請者に通知します。

② 注意事項

ア 審査の結果、交付決定額は助成金申請額より減額する場合があります

イ 応募多数の場合は、新規申請者を優先し予算の範囲内で助成するため、交付決定額は助成金申請額より減額する場合があります。

ウ 審査に関するお問い合わせには一切応じられませんので、予めご了承ください。

8 申請書類提出期限

令和3年1月8日（金）まで随時受付（当日消印有効）

※ 申請書類受付後、採択決定まで約1か月必要です。（状況によって変動あり）

また、助成対象経費は採択決定日から令和3年2月末までに事業実施・支払いを完了した事業です。

9 審査項目・内容

以下の項目・内容について、申請内容を審査します。

- ①調査内容の妥当性（調査に至る経緯の妥当性、調査内容の妥当性）
- ②課題設定の妥当性（現状分析の妥当性、課題設定の妥当性）
- ③期待される効果（調査により期待される事業効果、成長発展につながる計画であるか）

10 注意事項

（1）申請時の注意事項

① 「交付決定通知書」の受領後でないと、助成対象となる経費支出等はできません。

※ 審査の結果、採択が決定されると、採択者に対し、「交付決定通知書」が通知されます。対象となる経費の発注・契約・支出行為は、交付決定日以降からです。

② 交付決定後の金額は、実施事業の内容により減額される場合があります。

（2）助成対象経費に係る注意事項

① 助成対象経費について

以下の条件に適合していることが必要です。

ア 助成対象事業として決定を受けた事業実施のために必要な最小限の経費

イ 助成対象期間内（2月末日まで）に契約、支払、事業実施が完了した経費

ウ 証拠書類（請求書、領収書等）によって助成対象（使途、単価、規模等）の確認が可能であり、かつ、本事業に係るものとして明確に区分できるもの。

- ・助成事業以外の用務が一連の旅程に含まれる場合は、用務の実態を踏まえ、按分等の方式により助成対象経費と助成対象外経費に区分してください。
- ・サンプル等の事業対象外のものと併せて輸送した場合は、輸送料を案分するので内訳が分かる書類を整備してください。

② 助成対象外となる経費（共通事項）

ア 助成対象外となる経費の例(1)（WTO協定関係）

本助成金が、WTO（世界貿易機関）上の協定である「補助金及び相殺措置に関する

協定」に抵触しないよう、次のような経費は助成対象外とします。

- (ア) 県内の商品・製品を営利目的に、海外で継続して販売・営業するための経費（上記4（1）のテストマーケティング費用は除く）
　・県内の商品・製品を販売・営業するため、商社、代理店等に支払われる経費
　・「海外販売・営業拠点」を設立するための経費
- (イ) 県産品の海外における売上拡大に伴う原材料費、営業費用等に係る経費
- (ウ) 海外展開における販売・営業上の損失を補てんする経費
- イ 助成対象外となる経費の例(2)（その他）
- (ア) 助成対象期間内に契約から支払までの一連の手続が行われていない経費
- (イ) 助成事業とは関係のない経費
- (ウ) 領収書等の支払証拠書類が不備の経費
- (エ) 他の取引と相殺して支払が行われている経費
- (オ) 公租公課（消費税）、各種手数料（振込手数料、海外送金手数料等）
- (カ) 食事代、土産代、人件費（給与、残業手当等の諸手当）、日当、海外旅行保険代、電話代、インターネット利用などの通信経費、認証取得に関する経費

（3）交付決定後の注意事項

助成金の交付決定を受けた場合は、以下の事項を守らなければなりません。

- ① 助成事業の内容を変更しようとする場合は、事前に承認を得ること
※ 助成事業は原則、採択・交付決定を受けた内容で実施するものですので、交付決定後の申請内容の変更は原則認められません。
※ 支出予定額が申請額から20%以上増減する場合は変更申請の提出が必要です。
- ② 事業を中止又は廃止する場合は、速やかに承認を受けること
- ③ 事業報告書等の提出書類を遅滞なく提出すること
※ 期日までに提出できない場合は助成金を受け取れなくなります。
- ④ 事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行うこと
※ 支払などの際に、他の経費と合算して支払などが行われた場合、その経費が対象外になる場合がありますのでご注意ください。
- ⑤ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること
- ⑥ 事業実績（商談状況を除く）及び助成金交付額等について、NICOのホームページ上で公表することに同意すること
- ⑦ 事業終了後3年間、助成事業成果の報告及び助成事業に関する調査に協力すること

宿泊費上限額

区分	金額	国名・地図名
1 指定都市	19,300円	シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド及びアビジャンの地域
2 甲地方	16,100円	北アメリカ大陸(メキシコ以南の地域を除く。)、グリーンランド、ハワイ諸島、パミュータダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島じよ(西インド諸島及びマリアナ諸島(グアムを除く。)を除く。) ヨーロッパ大陸、アイスランド、アイルランド、英國、マルタ及びキプロス並びにそれらの周辺の島じよ(アルレス諸島、マディラ諸島、及びカナリア諸島を含む。)
3 乙地方	12,900円	大洋州地域 オーストラリア大陸及びニュージーランド並びにそれらの周辺の島じよ並びにボリネシア海域、ミクロネシア海域及びメラネシア海域にある島じよ(ハワイ諸島及びグアムを除く。) アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、スロバキア、スロベニア、タジキスタン、チエコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ペルシャンガリ、ボーランド、ボスニア、ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、セルビア・モンテネグロ、ラトビア、リトニア、ルーマニア及びロシア
4 丙地方	11,600円	インドシナ半島(タイ、ミャンマー、マレーシア、カンボジア、ベトナム、ラオス等)、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ及び香港並びにそれらの周辺の島じよ
		メキシコ以南の北アメリカ大陸、南アメリカ大陸、西インド諸島及びイースター並びにそれらの周辺の島じよ アフリカ地域 アフリカ大陸、マダガスカル、マスカレーニュ諸島及びセーシェル諸島並びにそれらの周辺の島じよ(アゾレス諸島、マディラ諸島及びカナリア諸島を除く。) 南極地域 南極大陸及び周辺の島じよ

*日本国内の前泊・後泊の上限は1泊朝食付10,900円（税込）